

## 改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について

改正個人情報保護法の施行に向け、政令・規則・ガイドライン等として整備すべき、主な項目、整備に際しての留意点等の基本的な考え方は以下のとおりとする。

なお、「個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）」についても必要な見直しを行う。

分類	テーマ	政令	委員会規則	ガイドライン・Q&A
個人の権利の在り方	<b>利用停止・消去等の請求権</b> 一部の法違反の場合に加えて、①利用する必要がなくなった場合、②重大な漏えい等が発生した場合、③本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する	—	—	基本的な考え方や具体的事例等を提示（特に③）
	<b>保有個人データの開示方法</b> 電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする	開示の方法として書面の交付による方法を規定した令第9条を削除	開示方法について規定	上記と同旨
	<b>第三者提供記録の開示</b> 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする	開示対象から除外されるものを規定（令第4条と同じ）	—	”
	<b>短期保存データの開示等対象化</b> 6ヶ月以内に消去するデータ（短期保存データ）も、保有個人データに含めることとし、開示・利用停止等の対象とする	消去する期間を6ヶ月以内と定めた令第5条を削除	—	”
	<b>オプトアウト規定の強化</b> 要配慮個人情報に加えて、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても、オプトアウトの対象外とする	—	（届出事項の追加内容について規定）	”
事業者の守るべき責務の在り方	<b>漏えい等報告・本人通知の義務化</b> 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合 <sup>(※)</sup> に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する  (※) 個人データの性質や漏えい等の態様に着目して、要配慮個人情報や財産的被害に至るおそれのある情報の漏えい等や不正アクセスによる漏えい等（これらは件数の多寡は問わない）、また、安全管理措置について懸念される一定数以上の大規模漏えい等を想定	事業所管大臣への権限委任に関して、令第13条等を改正	「個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」の内容や委員会への報告方法、期限等について規定	”
	<b>不適正な方法による利用の禁止</b> 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する	—	—	” *特に、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法
事業者による自主的な取組みを促す仕組みの在り方	<b>認定個人情報保護団体制度の充実</b> 現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする	認定申請に係る令第19条を改正	届出様式等について規定	”
	<b>保有個人データに関する公表事項の追加</b> 保有個人データに関する公表 <sup>(※)</sup> 事項を充実させる (※) 公表については、本人の求めに応じて回答する場合を含む	令第8条に安全管理に関する措置等を追加	—	” *小規模事業者等にも配慮した内容を掲載する
データ利活用に関する施策の在り方	<b>仮名加工情報の創設</b> 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する	「仮名加工情報データベース等」を定義	加工基準や安全管理措置基準等について規定	”
	<b>公益目的に係る例外規定の運用の明確化</b> 利用目的や第三者提供の制限の例外とされる公益目的（生命・身体の保護、公衆衛生の向上等）について、明確化を図る	—	—	”
	<b>提供先において個人データとなる情報の取扱い</b> 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	「個人関連情報データベース等」を定義	第三者提供を行う際の確認や記録作成の方法等について規定	”
法の域外適用・越境移転の在り方	<b>域外適用の範囲の拡大</b> 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする	事業所管大臣への権限委任に関して、令第13条等を改正	—	”
	<b>越境移転に係る情報提供の充実</b> 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める	—	本人の参考となるべき情報の内容及び提供方法等について規定	” *このほか、各国の個人情報保護に係る状況について、委員会としても情報提供を行う
ペナルティの在り方	<b>ペナルティの引上げ</b> 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げるとともに、法人に対する罰金の上限額を引き上げる	—	—	ペナルティの引上げに関連する箇所を修正